

令和5年3月
軽自動車検査協会

「特定改造自動車の諸元等の軽自動車検査ファイルへの記録方法について」の
一部改正について

【改正理由】

国土交通省による自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部改正作業に伴い、国土交通省通達「特定改造自動車の諸元の自動車登録ファイル等への記録方法について」も改正されることから、当協会通達である「特定改造自動車の諸元等の軽自動車検査ファイルへの記録方法について」においても同様に改正する必要がある。

【改正内容】

本取扱いの記載内容について、国土交通省自動車局安全・環境基準課とある部分を国土交通省自動車局車両基準・国際課とする。（別添新旧対照表のとおり）

【備考】

スケジュール（予定）

施行日：令和5年4月1日